

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 27 条第 1 項の規定により下記のとおり裁定をしたため公告する。

令和 7 年 7 月 9 日

愛知県知事 大村秀章

記

1 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
設楽町田内字タキ上 24-1	1115・ロ	山林	0.01	
設楽町田内字タキ上 26	1115・ロ	山林	0.15	
設楽町田内字タキ上 27	1115・ロ	山林	0.09	
設楽町田内字タキ上 29-1	1115・ロ	山林	0.04	
設楽町田内字タキ上 29-2	1115・ロ	山林	0.03	
設楽町田内字タキ上 30	1115・ロ	山林	0.06	
設楽町田内字タキ上 31-1	1115・ロ	山林	0.00	
設楽町田内字沖久蔵 2	1115・ロ	山林	0.17	
設楽町田内字沖久蔵 3	1115・ロ	山林	0.03	
設楽町田内字宮下 8-2	1115・ホ	山林	0.07	
設楽町田内字宮下 9-3	1115・ホ	山林	0.17	
設楽町田内字宮下 10-1	1115・ホ	山林	0.05	
設楽町田内字宮下 10-2	1115・ホ	山林	0.19	
設楽町田内字宮下 11	1115・ホ	山林	0.03	
設楽町田内字宮下 12	1115・ホ	山林	0.01	
設楽町田内字宮下 13	1115・ホ	山林	0.01	
設楽町田内字権化 1-3	1115・ホ	山林	0.06	
設楽町田内字権化 2	1115・ホ	山林	0.13	
設楽町田内字権化 3-1	1115・ホ	田	0.04	
設楽町田内字権化 3-2	1115・ホ	田	0.03	
設楽町田内字権化 5	1115・ホ	田	0.08 (0.00)	該当地番の一部分 において経営管理 を行う
設楽町田内字権化 6	1115・ホ	田	0.14 (0.00)	
設楽町田内字権化 36-2	1115・ホ	山林	0.07	
設楽町田内字権化 37-1	1115・ホ	山林	0.02	
設楽町田内字宮下 19-7	1115・ホ	山林	0.02	

2 設楽町が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

自 経営管理権集積計画を定められた日

至 令和 22 年 3 月 31 日

3 設楽町が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

(1) 設楽町は存続期間中に間伐を実施するものとする。景観維持の必要に応じて広葉樹の植栽を行うこととする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

(2) 設楽町は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年 1 回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

4 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

(1) 経営管理権に基づき設楽町が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は町のものとする。

(2) 設楽町が経営管理を行うために要した経費は設楽町が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

5 所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、設楽町にその旨を通知しなければならない旨の条件

当該森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、設楽町にその旨を通知しなければならない

6 2に規定する存続期間の満了時及び森林経営管理法第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
設楽町から森林所有者に金銭の支払いは行わない。

7 設楽町が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、上記 1 から 6 に定めるもののほか、次に定めるところによる。なお、甲は森林所有者、乙は設楽町とする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1 に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1 から 4 に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者と

なった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、（１０）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（１）、（９）、（１５）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（１）、（９）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

（１０）森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧及び復旧後の

造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

8 裁定の理由

当該所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を設楽町に集積することが必要かつ適當であると認めるため。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月

以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上